**平成２１年（フ）第２７９号**
徳島県板野郡松茂町広島字北ノ川57番地10
債務者　齋藤　　薫
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
　　徳島地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第２８２号**
徳島県小松島市金磯町11番84号
債務者　多田　嘉子
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
　　徳島地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第２８６号**
徳島県板野郡藍住町矢上字江ノ口90番地10
債務者　花田　秀夫
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
　　徳島地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第２８７号**
徳島県板野郡藍住町矢上字江ノ口90番地10
債務者　花田美津子
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
　　徳島地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第２８９号**
徳島市川内町金岡14番地の１―201号、旧住所徳島県板野郡藍住町矢上字春日117番地100
債務者　吉本　信行（旧姓薮内）
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
　　徳島地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第２９５号**
徳島県板野郡北島町中村字本須50番地４
債務者　鎌田　　洋
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
　　徳島地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第３０９号**
徳島市新浜本町３丁目７番22―105号
債務者　佐々木　笑
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
　　徳島地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第３１３号**
徳島市南末広町２番74―503号
債務者　中島　美穂
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
　　徳島地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第３５５号**
徳島市南矢三町３丁目11番23号、旧住所徳島市南二軒屋町神成822番地の３
債務者　井上　新次
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
　　徳島地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第４８２号**
千葉県松戸市串崎新田89番地の29
債務者　中村　房雄
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
　　千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２１年（フ）第４８３号**
千葉県松戸市串崎新田89番地の29
債務者　中村　要子
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
　　千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２１年（フ）第５４４号**
千葉県野田市花井266番地の２　エトワールマンション203
債務者　高畑　　実
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
　　千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２１年（フ）第５４５号**
千葉県野田市花井266番地の２　エトワールマンション203
債務者　高畑　孝子
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
　　千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２１年（フ）第５４８号**
千葉県松戸市古ケ崎３丁目3370番地の５
債務者　飛田　広美
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
　　千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２１年（フ）第５５８号**
千葉県松戸市馬橋304番地永沼ハイツ202号
債務者　村松　宗晴
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
　　千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２１年（フ）第５７２号**
千葉県流山市松ケ丘６丁目400番地の25
債務者　矢野　久子
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
　　千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２１年（フ）第３９４号**
青森市大字奥内字宮田19番地１
債務者　奥谷　龍夫
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
　　青森地方裁判所民事部破産係

**平成２１年（フ）第６４２号**
兵庫県三木市志染町西自由が丘２丁目375番地志染団地１号棟405号、従前の住所兵庫県三木市志染町東自由が丘１丁目806番地の13
債務者　御厩敷利枝（旧姓岡本）
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
　　神戸地方裁判所第３民事部